

# 国民健康保険税の 仕組みや税率が変わります。

平成20年4月からの長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、国民健康保険税の算定方法が変更になりました。これにより、税率の見直しや、保険税の軽減・減免の適用及び保険税の特別徴収が始まります。

## 後期高齢者支援金が追加(表1)

●長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、74歳以下の方にも長寿医療制度の医療費の一部を支援していただくことになりました。

これまでの保険税に「後期高齢者支援分」が加わり、①②③の区分を合計した額に変更になります。（左ページ表1）

## 税率の決め方は(表2)

●保険税の決め方は、その年に予想される医療給付費から、加入者の皆さんが支払う一部負担金と、国や県の補助金などを差し引いた分が税率の総額になります。この額をもとに、医療保険分・後期高齢者支援分と介護保険分に分けて計算します。（表2）

●10月より、65歳～74歳の国民健康

保険に加入する世帯主の方は、国保税が年金から徴収されます。特別徴収対象となる方は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上74歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主は除く）で、次の①と②を満たす方が対象です。

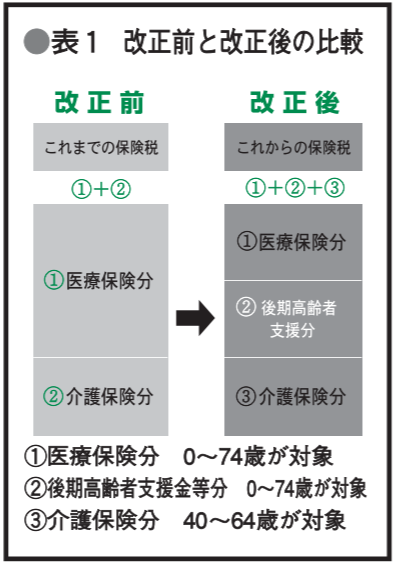
① 年額18万円以上の年金（担保に供してないものに限る）を受給していること  
② 国保保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないこと

## 納期が変わります(表3)

●4～6月までの3カ月は仮算定といい、前年の税額をもとに納めていただきます。

●所得が確定する本算定（7月）に年税額を計算し、既に納めていた額を差し引いた額を7月以降に納めていただきます。

●所得が変われば税率改正がなくても税額は変わります。ただし、



●表3 保険税の納付時期（仮徴収と本徴収）

納付月	普通徴収	特別徴収
第1期	4月	○（口座振替または納付書）
第2期	5月	○（口座振替または納付書）
第3期	6月	○（口座振替または納付書）
第4期	7月	○（口座振替または納付書）
第5期	8月	○（口座振替または納付書）
第6期	9月	○（口座振替または納付書）
第7期	10月	○（口座振替または納付書） ○特徴（年金から引落し）
第8期	11月	○（口座振替または納付書）
第9期	12月	○（口座振替または納付書） ○特徴（年金から引落し）
第10期	1月	○（口座振替または納付書）
第11期	2月	○（口座振替または納付書） ○特徴（年金から引落し）
第12期	3月	○（口座振替または納付書）

●表4 軽減制度

軽減判定基準	軽減する額
総所得、山林所得の金額合計が33万円以下の世帯	均等割と平等割の7割 ※特定世帯は平等割額を1/2の7割
総所得、山林所得の金額合計が33万円+24万5千円×被保険者数（世帯主を除く）	均等割と平等割の5割 ※特定世帯は平等割額を1/2の5割
総所得、山林所得の金額合計が33万円+35万円×被保険者数（今年度から2割軽減の申請は不要となります）	均等割と平等割の2割 ※特定世帯は平等割額を1/2の2割

●受給者証が変わります  
8月1日から国民健康保険高齢受給者証がうぐいす色から「クリーム色」になります。対象の方へは7月下旬に受給者証を郵送しますのでご確認ください。詳しくは組回覧をご覧ください。

8月以降は千円単位で納めていただき、端数の調整は7月分で行うため、7月のみ金額が大きくなる場合があります。

●普通徴収の世帯は12期と前年度と同様ですが、特別徴収の世帯については今年度に限り9期で納めていただきます。（来年度以降6期）今年度分の納税通知書は7月中旬に送付予定となっております。（表3）

## 軽減制度について(表4)

●前年中の世帯の合計所得額が一定額以下（下記の基準額）の世帯は、均等割額と平等割額を表4のとおり軽減（減額）します。

## 減免制度について

●次のようなやむを得ない事情で、保険税の納付が困難な場合は、申請により税額の減免・免除が受けられる場合があります。

①生活のため、公私の扶助を受けられる者  
②災害その他の理由により生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められた者  
③その他、特別な事情のある者

## 長寿医療制度創設に伴い国保税の軽減措置

●75歳以上の方が長寿医療制度に加入  
●75歳未満の方が国保に加入

①所得の低い方の国保税の軽減について  
今まで軽減を受けていた世帯については、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

②世帯割で賦課される国保税の軽減について  
国保の被保険者が一人になる場合には、5年間世帯割で賦課される保険税が半額になります。※特定世帯といえます。

③社会保険など扶養されていた人の国保税の減免について  
75歳以上の方が社会保険などから長寿医療制度に移行することにより、その扶養されていた方（国保の資格を得た日に65歳以上の方）が国保へ加入する場合には、一人あたりで賦課される保険税が半額に、さらに被保険者が一人の場合には世帯別で賦課される保険税も半額になります。

※③については、窓口での申請が必要となります。

●表2 税率の算定方法 ①～③それぞれの率の算出の仕方

区分	項目	内容	課税算定基礎	税率
医療分 ①	所得割	加入者の所得に応じて計算	前年度所得金額—基礎控除（33万円）	3.01%
	資産割	加入者の資産に応じて計算	本年度の固定資産税額（土地・家屋）	20.10%
	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数	14,100円
	平等割	各世帯均一に	一世帯につき	15,900円
賦課限度額			470,000円	
支援分 ②	所得割	加入者の所得に応じて計算	前年度所得金額—基礎控除（33万円）	1.45%
	資産割	加入者の資産に応じて計算	本年度の固定資産税額（土地・家屋）	10.50%
	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数	5,100円
	平等割	各世帯均一に	一世帯につき	6,780円
賦課限度額			120,000円	
介護分 ③	所得割	加入者の所得に応じて計算	前年度所得金額—基礎控除（33万円）	1.22%
	資産割	加入者の資産に応じて計算	本年度の固定資産税額（土地・家屋）	10.31%
	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数	8,220円
	平等割	各世帯均一に	一世帯につき	6,720円
賦課限度額			90,000円	